公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１５４号
愛知県弥富市前ケ須町午新田513番地　スペリア弥富Ⅱ403
債務者　岡田　慶行
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月24日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６号
大分県中津市大字下宮永383番地３　コーポ宮永202号
債務者　竹下　浩司
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神本　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６号
青森県八戸市大字尻内町字前河原35番地　ＪＲアパート５―301、前住所青森県八戸市大字尻内町字前河原35番地　ＪＲアパート５―401
債務者　高屋敷大祐
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　龍介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
埼玉県久喜市吉羽３丁目29番地５　パークハイツ吉羽202号
債務者　内村　健一
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月29日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６７号
愛知県半田市柊町４丁目211番地の29
債務者　木村　幹雄
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　和幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月30日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿児島市谷山中央８丁目８番８号（ランドハイツ厚地３Ｆ）
債務者　吉松　義実
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中間　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４３６号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵２丁目４番62―403号稲岡ハイツ
債務者　古賀カツ子（旧姓田尻）
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　有佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３７号
京都市下京区二ノ宮町通正面下る上二之宮町411番地　福田ハイツ303号室
債務者　土生田　豪
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川博啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
札幌市南区澄川１条１丁目３番36号　ホワイトパレス301号
債務者　名郷根一洋
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼頭　知一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０３号
沖縄県宜野湾市嘉数３丁目４番13号　コーポ嘉数102号室、住民票上の住所沖縄県宜野湾市嘉数３丁目４番13号
債務者　赤ちゃんの家子供学園こと　直原　陽子
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古堅　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第６１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町内田２丁目７番２号
債務者　光金型こと　渡邊　重光
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月２日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成29年５月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５号
茨城県日立市森山町４丁目１番20―201号、前住所茨城県日立市久慈町７丁目20番19号
債務者　渡邉　和枝
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　博男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１７７号
福井県あわら市花乃杜１丁目27番１―208号雇用促進住宅北金津宿舎、旧住所福井県あわら市二面第38号23番地４　ロジュマン芦原203号
債務者　西園　秀洋
1　決定年月日時　平成29年３月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月６日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４４号
京都市北区大宮東脇台町10番地　メゾン北山パークサイド　201号、前住所京都市北区西賀茂南川上町69番地５
債務者　三森　隼人
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉村　匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９８号
京都市伏見区醍醐大高町９番地の９
債務者　堀之内稔丈
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　克彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係